（前のページより続き）

公　聴　会
植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示（農林水産省）
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
税理士懲戒処分、北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係
会社その他

省　令

○総務省
経済産業省令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項及び第十四条第三項の規定を実施するため、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣　石田　真敏
経済産業大臣　世耕　弘成

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省、自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「あつては」を「あっては」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「かつこ書」を「かっこ書」に改める。

様式第二中「あつては」を「あっては」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第三中「あつては」を「あっては」に、「あつた」を「あった」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四中「あつては」を「あっては」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○総務省
経済産業省
国土交通省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）の規定を実施するため、石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣　石田　真敏
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令

（石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令の一部改正）

第一条　石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第八までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部改正）

第二条　石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四中「行つて」を「行って」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第五及び様式第六中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○法務省
財務省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の六第九項（同法第七十五条において準用する場合を含む。）、第六十九条の十第十項（同法第七十五条において準用する場合を含む。）、第六十九条の十五第九項（同法第六十九条の十六第五項において準用する場合を含む。）及び第六十九条の二十第十項並びに関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十二条の八第四項（同令第六十二条の十五及び第六十五条において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二十二第四項（同令第六十二条の二十五及び第六十二条の三十二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司
財務大臣　麻生　太郎

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成六年法務省大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第十五までの考（備）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。